

令和7年6月吉日

中小企業診断士賠償責任保険ご加入者 各位

一般社団法人 日本中小企業診断士協会連合会
取扱代理店：三井住友海上エイジェンシー・サービス株式会社

中小企業診断士賠償責任保険 現在ご加入の方へのご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、中小企業診断士の皆様に向けた専用商品としてご加入いただいております「中小企業診断士賠償責任保険」が、来る9月1日に満期を迎えます。つきましては、現在のご加入内容をご案内申し上げます。併せまして、以下、継続・変更・脱退・移行の手続きについてご案内致しますので、必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

※補償内容、保険料等詳細はメルマガ記載 URL 内のパンフレットをご参照ください。

◆引き続きご継続の場合◆



書類のご提出は特に必要ありません

前年と同じ内容で自動継続されます。

◆内容に変更(※)がある場合◆



メルマガ記載 URL 内の「加入依頼書兼契約内容変更依頼書」を使用し、以下の手順でご対応ください。

(※) 現在のご加入内容からご加入者情報、従業員数（中小企業診断士数・補助者数）の変更がある場合を含みます。

- ① 右上の区分「変更」に○印と加入者コードをご記入ください。
- ② 加入依頼者名（変更があれば変更後）のご記入とご捺印をお願い致します。
- ③ 変更後の内容をご記入いただき、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会までメールで PDF もしくは画像データを送付してください。
- ④ 保険料振替口座変更の場合は「預金口座振替依頼書」を送付しますので、その旨余白にご記入ください。

◆脱退の場合◆



メルマガ記載 URL 内の「加入依頼書兼契約内容変更依頼書」を使用し、以下の手順でご対応ください。

- ① 右上の区分「脱退」に○印と加入者コードをご記入ください。
- ② 加入依頼書欄のご記入・ご捺印後、一般社団法人中小企業診断協会連合会までメールで PDF もしくは画像データを送付してください。

※本保険の保険料算出基礎数字は、令和6年9月1日（令和7年2月1日に新規加入のかたは令和7年2月1日）加入時点での中小企業診断士と補助者の人数を基にしております。人数の変更については、特にご注意ください。

また、都道府県一括加入方式にご加入頂いているお客様は、原則自動脱退となります。

※ご連絡がない場合は現在ご契約の内容で自動継続されます。

● 保険料引落日：令和7年9月29日（月）ご登録の口座から引落させていただきます。

重要

※保険料引落は、9月29日の1回のみとなり、引落がされなかった場合は、保険始期に遡って加入が取消となりますので、ご注意ください。

【本保険に関するお問い合わせ先】

取扱代理店：三井住友海上エイジェンシー・サービス株式会社（担当：鎌田・池田）

TEL：03-6272-8205